

沖縄県教育委員会所管の高等学校の生徒を対象とした
琉球大学の授業公開実施要項

琉球大学
沖縄県教育委員会

沖縄県教育委員会所管の高等学校の生徒（以下「高校生」という。）を対象とした琉球大学の授業公開に係る琉球大学と沖縄県教育委員会との協定書第7条に基づき、琉球大学の授業公開実施要項を次のように定める。

（開設形態）

- 1 高校生を対象とする授業公開は次のようにする。
 - ① 琉球大学における公開授業科目は、通常の一授業科目の全部又はその一部を高校生に対し公開し、琉球大学の学生と一緒に聴講させる。
 - ② 高校生のみを対象とした公開講座を開設し、受講させる。
 - ③ 高校生のみを対象とした出前講座を開設し、受講させる。

（公開する授業科目等の通知）

- 2 琉球大学は公開授業科目及び公開講座を決定し、シラバス等を添付して沖縄県教育委員会へ通知する。

（受講料及びその他諸経費）

- 3 受講料は無料とする。ただし、受講生は授業公開で使用するテキスト代等の諸経費は負担するものとする。

（受講許可）

- 4 琉球大学が、受講生に受講証を発行することをもって、受講申込みに対する許可とする。

（高大連携推進協議会の開催）

- 5 琉球大学と沖縄県教育委員会は、当該年度の実施結果及び次年度の協定等について協議する高大連携推進協議会を開催するものとする。

（附則）

この実施要項は、平成15年6月17日から施行する。

（附則）（平成18年3月22日）

この実施要項は、平成18年4月1日から施行する。